

食品表示法に基づく 玄米・精米の表示

【用語の定義】

用語	定義
玄米	もみから、もみ殻を取り除いて調製したもの
精米	玄米のぬか層の全部又は一部を取り除いて精白したもの
もち精米	精米のうち、でん粉にアミロース成分を含まないもの
原料玄米	製品の原料として使用される玄米

【表示すべき事項】

(1) 容器包装に入れられていないもの(量り売りなど)

「名称」、「原産地」(商品に近接した場所等に表示します。)

例: 精米(千葉県産 コシヒカリ)

※事実に基づき、産地・品種・産年を表示可能です。



(2) 容器包装に入れられたもの(袋詰めなど)

名 称	<p>○玄米の場合→「玄米」</p> <p>○もち精米の場合→「もち精米」</p> <p>○うるち精米の場合→「うるち精米」又は「精米」</p> <p>※うるち精米のうち胚芽を含む精米が全体の80%以上の場合は「胚芽精米」</p> <p>※「白米」「精白米」等の表示はできません。</p>	
原料玄米	<p>○「単一原料米」又は「複数原料米」などと表示した上で、「産地」等を表示</p> <p>※食品表示基準の改正(令和3年7月1日)により、農産物検査による証明を受けていない場合であっても産地、品種及び産年の根拠を示す資料を保管することで、産地、品種及び産年の表示が可能となりました。</p> <p>※具体的な表示方法は3、4ページを参考にしてください。</p>	
内 容 量	内容重量をg又はkgの単位で、単位を明記して表示します。	
精米時期	<p>○精米の場合→原料玄米を精白(とう精)した時期を、「年月上旬/中旬/下旬」、又は、「年月日」で表示</p> <p>○玄米の場合→原料玄米を調製(粳摺り・選別)した時期を、「年月上旬/中旬/下旬」、又は、「年月日」で表示</p> <p>※「上旬」とは、月の1日から10日までを、「中旬」とは、月の11日から20日までを、「下旬」とは、月の21日から末日までを指します。</p> <p>※容器包装に入れた時期、年月日とは、必ずしも一致しません。</p>	
<p>※食品表示基準の改正(令和2年3月27日)により、一括表示欄の表示事項が「精米年月日」は「精米時期」へ、「調製年月日」は「調製時期」への変更となりました。</p> <p>なお、表示切替のための経過措置期間は、すでに終了しています。(令和4年3月31日まで)</p>		
販 売 者	<p>販売業者等の氏名又は名称、住所及び電話番号を表示します。</p> <p>※表示を行う者が精米工場の場合は、「販売者」を「精米工場」に変更します。</p>	

【文字のデザイン】

- 表示に用いる文字及び枠の色は、背景の色と対照的な色とします。
- 表示に用いる文字は、日本産業規格Z8305(1962)に規定する12ポイント(内容量が3kg以下のものは8ポイント)の活字以上の大きさの統一のとれた文字とします。

<例> 12ポイント コシヒカリ 8ポイント コシヒカリ

- ◎農産物検査による証明を受けていない場合であっても
産地、品種及び産年の根拠を示す資料を保管することで、産地・品種・産年の表示が可能となりました。また、その表示の確認方法を任意で表示することができます。
- ◎生産者名など、消費者の選択に資する適切な情報を一括表示枠内に表示できるようにしました。

【根拠を示す資料】

生産段階の資料

- ① 農産物検査法による証明を受けたものにあつては、農産物検査証明書
- ② 農産物検査法による証明を受けていないものにあつては、
ア どのような種苗を用いて生産されたかが分かる資料(種苗の購入記録等)及び
イ 全体の作付状況等に対する品種ごとの作付状況がわかる資料
(水稻共済細目書異動申告書、営農計画書、営農日誌等)



流通段階に応じた資料 (生産段階の資料①又は②に加えて)

- ① 原料米穀について、産地、品種又は産年が記載されている規格書、送り状、納品書、通関証明書(輸入品の場合)等
- ② 原料米穀を当該製品に使用した実績が分かるもの(調製、精米及び小分けにした米についての指示書、原料受払簿、精米記録、とう精台帳、仕様書)

※製品に使用されている原料米穀について、原料米穀と製品の相互の関係が明らかとなる資料を保管することが必要であり、確実に当該原料米穀についてトレースができない場合は、根拠を示す資料を保管しているとみなされないので、注意が必要です。

- 保管期間は、調製年月日、精米年月日又は輸入年月日から3年間です。
- 根拠資料は、消費者に販売される製品の表示内容に責任を有する者が保管する必要があります。ただし、表示の根拠を示す資料の保管をしている生産者等に照会することにより当該資料を速やかに確認できる措置が取られている場合には、根拠を示す資料の一部を生産者等が保管していても問題ありません。
- 品種として表示できるものは、種苗法(平成10年法律第83号)に基づき品種登録又は品種登録出願された品種であり、かつ根拠資料が保管されているものとなります。
※根拠となる資料を保管していない場合は表示できません。

【消費者の選択に資する適切な表示事項】

生産者や販売者が創意工夫し、付加価値として消費者に訴求したい情報を一括表示欄に記載できるようになりました。

具体的には、生産者名、保存方法、分つき米である旨、食味を表す分析データ、品評会等での受賞歴など、消費者が商品を選択する上で参考になる情報が考えられます。

単一原料米

産地・品種・産年が同一であり、かつ、その根拠を示す資料を保管している原料玄米については、「単一原料米」と表示し、その産地・品種・産年を併記します。

(表示例1)全ての原料玄米について農産物検査法による証明を受けている場合で、その確認方法を表示する場合

名 称	精 米		
	産 地	品 種	産 年
原 料 玄 米	単一原料米(農産物検査証明済)		
	千葉県	コシヒカリ	〇〇年産
内 容 量	〇kg		
精米時期	令和〇〇年〇〇月〇旬		
販 売 者	〇〇米穀株式会社		
	千葉県〇〇市〇〇町△△-△		
	電話番号〇〇〇(〇〇〇)〇〇〇〇		

【枠外表示例】



(表示例2)産地、品種及び産年が同一である、「農産物検査法による証明を受けた原料玄米」と「農産物検査法による証明を受けていない原料玄米であって、根拠資料を保管している原料玄米」を混合した場合で、それらの確認方法を表示する場合

名 称	玄 米			
	産 地	品 種	産年	使用割合
原 料 玄 米	単一原料米			
	千葉県	コシヒカリ	〇〇年産	
	農産物検査証明による確認 種子の購入記録及び生産記録による確認			
内 容 量	〇〇kg			
調製時期	令和〇〇年〇〇月〇旬			
販 売 者	千葉 太郎			
	千葉県〇〇市〇〇町△△-△			
	電話番号〇〇〇(〇〇〇)〇〇〇〇			

【枠外表示例】



- 注1 農産物検査法による証明を受けた玄米と農産物検査法による証明を受けていない玄米双方の産地、品種及び産年が同一であれば、「単一原料米」となります。
- 注2 複数のほ場で収穫された玄米であっても、産地、品種及び産年が同一である原料玄米を用いていれば、「単一原料米」となります。
- 注3 ただし、「単一原料米」と表示するには、産地、品種及び産年の根拠を示す資料を保管する必要があり、資料を保管していなければ、産地、品種及び産年が同一である原料玄米とみなされません。

単一原料米以外

「複数原料米」等原料玄米の産地、品種及び産年が同一でない旨を表示し、その産地及び使用割合を併記します。その場合には、国産品及び輸入品の原産国ごとに使用割合の高い順に表示します。

(表示例3)産地、品種又は産年が異なる、「農産物検査法による証明を受けた原料玄米7割」と「農産物検査法による証明を受けていない原料玄米であって、根拠資料を保管している原料玄米を3割」を混合した場合で、それらの確認方法を表示する場合

名 称	精 米			
	産 地	品 種	産年	使用割合
原料玄米	複数原料米			
	国内産			10割
	(〇〇県産 〇〇〇〇 〇〇年産 7割 農産物検査証明による 千葉県産 コシヒカリ 〇〇年産 3割 種子の購入記録及び生産記録による)			
内 容 量	〇kg			
精米時期	令和〇〇年〇〇月〇日			
販 売 者	千葉 太郎			
	千葉県〇〇市〇〇町△△-△			
	電話番号〇〇〇(〇〇〇)〇〇〇〇			

【枠外表示例】



注1 原料玄米欄の「複数原料米」の表示は、「ブレンド米」など同様の意味の用語でも構いません。
 注2 使用割合が5割未満の原料玄米(例の場合コシヒカリ)について欄外に表示する場合は、使用割合を最も大きな文字と同等程度以上の大きさで表示する必要があります。

(表示例4)品種及び産年については根拠資料を保管していない(又は品種及び産年を表示しない)原料玄米で、産地については、米トレーサビリティ法に基づき伝達された根拠資料を保管した場合で、その確認方法を表示する場合

名 称	玄 米			
	産 地	品 種	産年	使用割合
原料玄米	複数原料米			
	国内産			10割
	(千葉県(米トレーサビリティ法による伝達)10割)			
内 容 量	〇〇kg			
調製時期	令和〇〇年〇〇月〇日			
販 売 者	〇〇米穀株式会社			
	千葉県〇〇市〇〇町△△-△			
	電話番号〇〇〇(〇〇〇)〇〇〇〇			

【枠外表示例】



注1 単一原料米以外の原料玄米の産地、品種又は産年のうち、根拠資料を保管している表示事項の一部について対応する使用割合と併せて表示することができます。

注2 産地、品種及び産年の全部又は一部の根拠資料の保管をしている複数の原料玄米を混合して用いた場合は、一部の原料玄米のみについて表示することができます。

注3 一括表示欄で表示されていない産地、品種又は産年について、事実に基づき一括表示欄以外の箇所に表示することは可能です。

よくある質問



Q1 産地・品種・産年の根拠を確認した方法は必ず表示する必要がありますか。

- 産地・品種・産年の根拠を確認した方法の表示は、表示内容に責任を有する者が任意で表示することができる表示事項であり、義務表示ではないため、必ず表示しなければならないということではありません。
- しかしながら、消費者の自主的かつ合理的な選択に資する表示事項であることから、表示することが望ましいです。

Q2 産年及び精米時期を欄外に表示できますか。

- 産年及び精米時期は、一括表示欄の該当する箇所に記載箇所を表示すれば、他の箇所に表示することができます。
- 単に「欄外に記載」のようにするのではなく、「枠外右側面下に記載」、「反対面下部に表示」のように、消費者がどこを見ればよいか具体的に表示してください。

Q3 通信販売する玄米及び精米も対象となるのですか。

- 通信販売であっても、消費者に販売する場合には表示が必要です。
- 玄米及び精米を入れている容器包装に食品表示基準に定める表示をした上で発送してください。

Q4 業者間の取引(業務用)にも表示が必要ですか。

- 業者間の取引にも、原則として、表示が義務付けられています。
- なお、外食店やインスタ加工向けのみには供給されることが確実な原材料(外食事業者へ直接卸されるもの等)については、食品表示法に基づく表示義務の対象になっていません。
- ただし、米トレーサビリティ法では、外食事業者用であっても、指定米穀等(玄米、精米、もみ、砕米)であれば、原料米について産地情報の伝達が必要です。

Q5 一括表示欄以外の箇所に一括表示欄で表示されていない産地、品種又は産年を表示してはいけないのですか。

- 一括表示欄で表示されていない産地、品種又は産年について、事実に基づき一括表示欄以外の箇所に表示することは可能です。
- また、この場合においても、当該表示の真正性の説明は表示内容に責任を有する者が行う必要があるため、その根拠となる資料を保管することが望ましいです。

【参考】

〔消費者庁ホームページ〕

●食品表示法等(法令及び一元化情報)

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/index.html

〔農林水産省ホームページ〕

●米トレーサビリティ法(米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律)

http://www.maff.go.jp/j/syouan/keikaku/kome_toresa/index.html

米トレーサビリティ法とは、問題が発生した場合などに、流通ルートを手早く特定するため、米穀等の譲受け、譲渡しを行った場合に、取引等の記録を作成・保存すること及び産地情報を取引先や消費者に伝達することを義務付けるものです。



〔食品表示法及び米トレーサビリティ法についてのお問い合わせ〕

千葉県農林水産部安全農業推進課

住所:千葉市中央区市場町1-1

電話:043-223-3082 FAX:043-201-2623

〔農産物検査法についてのお問い合わせ〕

千葉県農林水産部生産振興課

住所:千葉市中央区市場町1-1

電話:043-223-2830 FAX:043-222-5713

食品表示基準を守らないときには…

